

## ● 各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

### ＜事業者の皆様への協力要請＞ \*実施状況を積極的に公表してください

- 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減に向けて取り組むこと
- 出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）を夜間消灯すること
- 職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止のための取組を行うこと
  - ・手洗い、手指消毒及び咳エチケットを行うこと
  - ・職員同士の距離を確保すること
  - ・事業場の換気を励行すること
  - ・複数人が触る箇所を消毒すること
  - ・発熱等の症状が見られる従業員の出勤を自粛すること
  - ・昼食での感染防止のため昼休み等の休憩時間に幅を持たせること
  - ・社員食堂などでの感染防止のため、座席数を減らす措置を行うこと
  - ・寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底すること
- 会議、集会、説明会、研修、学会等の開催を自粛すること（業務上必要で、延期が困難なものやオンラインによる開催を除く）